

生徒の『新型コロナウイルスのワクチン接種』 に伴う留意点および出欠の取扱いについて

県立姫路南高等学校

校長 駒田 勝

このことについて、国と県の対応に従って、下記のとおり進めて参りますので、保護者の皆様にはご理解とご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

記

1 『新型コロナウイルスのワクチン接種』を受ける又は受けないことによって、差別やいじめなどが起きないように取り組みます。

- ・ ワクチンの接種は強制ではないので、周囲にワクチンの接種を強制してはいけないことの周知・理解を図ります。
- ・ 身体的な理由や様々な理由によって、ワクチンを接種することができない人や、接種を望まない人がいることも理解させ、その判断を尊重するように指導します。

2 生徒の『新型コロナウイルスのワクチン接種』に伴う出欠の取扱いについて

(1) 生徒が医療機関等においてワクチン接種を受ける場合の出欠の取扱い

ワクチンの接種に要する時間については、「学校長が出席をしなくてもよいと認めた場合」に該当するものと判断し、以下の通りの取扱いとします。

- ア 終日の時間を要する場合は、「出席停止・忌引き等の日数」として取扱い、欠席にはしません。
- イ 時間単位で出席できない場合の当該授業の取扱いは、欠課時数に含めません。

(2) 副反応等が出た場合の出欠の取扱い

- ア ワクチン接種による副反応であるか否かに関わらず、接種後、生徒に発熱等の風邪の症状が見られたときには、出席停止の扱いとします（学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止の措置）。
- イ 発熱等の風邪症状以外の体調異変があった場合には、生徒や保護者から状況を聞いた上で適切に判断し、対応します。